

# 高圧ガス保安法規集 第二十二次改訂版

## 【正誤表】

次のように文章の欠落がありましたので、お詫びして訂正いたします。該当箇所をご確認のうえ、ご使用ください。

該当箇所、頁	正
高圧ガス保安法 附則（122頁） ※傍線（——） 部分が欠落箇所	<p>附則（令和四年六月二日 *法律第七四号）抄（未施行） *法律第七四号は「高圧ガス保安法等の一部を改正する法律」 （施行期日）</p> <p>第一条</p> <p>四 第二条の規定並びに次条並びに附則第三条、第十二条及び第十三条の規定、附則第十四条中液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号）第三十七条の六第一項ただし書の改正規定並びに附則第十七条の規定 この法律の施行の日から起算して三年を経過した日 （高圧ガス保安法の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第二条 前条第四号に掲げる規定の施行の日（以下「第四号施行日」という。）前にされた第二条の規定による改正前の高圧ガス保安法（以下「旧高圧ガス保安法」という。）第三十九条の二第一項の認定の申請又は旧高圧ガス保安法第三十九条の八第一項の認定の更新の申請であつて、同号に掲げる規定の施行の際、認定又は認定の更新をすることがどうかの処分がされていないものについてのこれらの処分については、なお従前の例による。</p> <p>2 第四号施行日において現に旧高圧ガス保安法第二十条第三項第二号の認定又は旧高圧ガス保安法第三十九条の八第一項の認定の更新を受けている同号に規定する認定完成検査実施者（第四号施行日以後に前項の規定に基づきなお従前の例によることとされる同号の認定又は同条第一項の認定の更新を受ける者を含む。）に関する認定の有効期間、変更の届出、認定を受けた者の義務、検査の記録の届出、認定の取消し及び認定の失効については、第四号施行日から起算して三年六月を経過する日までの間は、なお従前の例による。</p>

高圧ガス保安法  
附則（122頁）  
※傍線（ ）  
部分が欠落箇所

**第三条** 第四号施行日前にされた旧高圧ガス保安法第三十九条の四第一項の認定の申請又は旧高圧ガス保安法第三十九条の八第一項の認定の更新の申請であつて、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際、認定又は認定の更新をしようかの処分がされていないものについてのこれらの処分については、なお従前の例による。

**2** 第四号施行日において現に旧高圧ガス保安法第三十五条第一項第二号の認定又は旧高圧ガス保安法第三十九条の八第一項の認定の更新を受けている同号に規定する認定保安検査実施者（第四号施行日以後に前項の規定に基づきなお従前の例によることとされる同号の認定又は同条第一項の認定の更新を受ける者を含む。）に関する認定の有効期間、変更の届出、認定を受けた者の義務、検査の記録の届出、認定の取消し及び認定の失効については、第四号施行日から起算して三年六月を経過する日までの間は、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

**第六条** この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（検討）

**第七条** 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

特別民間法人高圧ガス保安協会 試験・教育事業部門  
e-mail : book@khk.or.jp

令和六年十一月十九日